

汚 水 の 排 出 届

年 月 日

(宛先)
秋田市河川管理者
秋 田 市 長

住 所

届出者 氏 名

電 話 ー

河川法第 29 条第 1 項および政令第 16 条の 5 の規定により届け出します。

河 川 の 名 称	
行 為 の 場 所	(左岸) (右岸)
排 出 方 法	
排 出 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
汚 水 の 量	
汚 水 の 水 質	
汚 水 の 処 理 方 法	

備考 1 届出者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称および代表者の氏名を記載してください。

2 汚水の量は 1 日の通常の排出量（稼働率 80%以上の状態で排出される量の 30 日間の平均の量）を記載すること。

3 水質汚濁防止法、鉱山保安法、採石法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、砂利採取法等で汚水を排出する事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について許認可処分を受け、又は届出をしている場合にはこの届出の提出は不要である。